住民による助け合い活動を推進するにあたってのアンケート

集計結果のとりまとめ

公益財団法人さわやか福祉財団

本年４月に移行期限を迎えた介護予防・日常生活支援総合事業は、その眼目である助け合い活動をしっかり広げている市区町村もありますが、全国的に見るとまだまだその進展は捗々しくない状況です。

そこで、何故助け合いが広がらないのか、その問題点を把握し対策を講じるために、今回全国で助け合い活動を推進されている方々、特に、高齢者や子ども、障がい者、認知症者などの生活を助け合いで支援する活動を非営利の団体（ＮＰＯ、社会福祉協議会、自治会、社会福祉法人、ボランティア団体など）の活動として行っておられる方々からのご意見を募りました。

アンケートは、当財団ホームページより直接ご入力いただく方法と、全国各自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター及び活動者（当財団さわやかインストラクターを含む）へ個別郵送する方法により、６月５日から６月２３日の期間実施いたしました。アンケートを寄せてくだった総数は６８１件となりました。内訳は、自治体２１８件、社会福祉協議会１６２件、地域包括支援センター１６８件、生活支援コーディネーター２７件、活動者８３件、匿名２３件です。

なお、記載に基づく全体地域数は４６８となり、内訳は、所属・役職欄の記載に基づいて分類したもので、生活支援コーディネーターと記載のあるものは独立した件数としました。また、ご協力いただいた内容はそれぞれ全員の方から掲載のご了解を得たうえ、固有名詞とともにご紹介させていただきました。

アンケート 別紙１及び別紙２

別紙１ （活動支援者用）

返信先ＦＡＸ　０３―５４７０－７７５５
E-mail　sougou@sawayakazaidan.or.jp
担当　さわやか福祉財団　上田・松浦

住民による助け合い活動を推進するにあたってのアンケート

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

（記載者個人のお考えで構いませんのでご自由にご記入ください。また、別紙２記載の例示も参考にしてください）

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

ご協力ありがとうございました。お差し支えなければご所属等をお知らせください。

市区町村名

所属部署・役職

お名前

ご連絡先電話番号又はメールアドレス

別紙２　（活動者用）

返信先ＦＡＸ　０３―５４７０－７７５５
E-mail　sougou@sawayakazaidan.or.jp
担当　さわやか福祉財団　上田・松浦

住民による助け合い活動を推進するにあたってのアンケート

１．貴団体は、現在市区町村が展開している新しい総合事業の「訪問型サービスＢ」又は「訪問型サービスＤ」、「通所型サービスＢ」、「その他の生活支援サービス」（配食・見守り等）、もしくは「一般介護予防事業」（通いの場）について、次のいずれですか。該当する項目にレ点をお入れください。

□（１）すでに実施している

□（Ａ）訪問型サービスＢ

□（Ｂ）訪問型サービスＤ

□（Ｃ）通所型サービスＢ

□（Ｄ）その他の生活支援サービス（配食・見守り等）

□（Ｅ）一般介護予防事業（通いの場）

□（２）実施を検討している

□（Ａ）訪問型サービスＢ

□（Ｂ）訪問型サービスＤ

□（Ｃ）通所型サービスＢ

□（Ｄ）その他の生活支援サービス（配食・見守り等）

□（E）一般介護予防事業（通いの場）

□（3）当面申請する予定はない

□（4）新しい総合事業のことを知らない

2．問1で（1）又は（2）とお答えになられた方々にお尋ねします

□（1）実施するにあたり、何の問題も感じたことはない

□（2）実施するにあたり、次のような問題を感じた（複数回答可）

□（A）事業の対象者が限定されすぎている

望ましいあり方は？

□（B）その他の要件が厳しすぎる

厳しすぎる点は？

□（C）要求される提出書類が多すぎて申請手続きや報告手続きが煩雑すぎる

望ましいあり方は？

□（D）補助金額に問題がある

問題点は？

□（E）その他の問題

（どんな問題ですか？　　）

補足記入欄

３．問１で（３）とお答えになられ方に、申請する予定がない理由があればお聞かせください（複数回答可）

□（１）補助金を必要としない

□（２）補助金は欲しいが、事業の内容を縛られたくない

（特にどんな要件に抵抗をお感じになりますか？　　）

□（３）補助金は欲しいが、その額に比べて申請などの手続きが面倒

□（４）その他

（どんな理由ですか？　　）

補足記入欄

ご協力ありがとうございました。よろしければ貴団体についてお知らせください。

所在地（活動地）市区町村

団体名

行っている生活支援活動

ご記入者名

アンケート結果の概要

別紙１（活動支援者用）の集計結果とりまとめ

（１）提出者の所属先の割合について

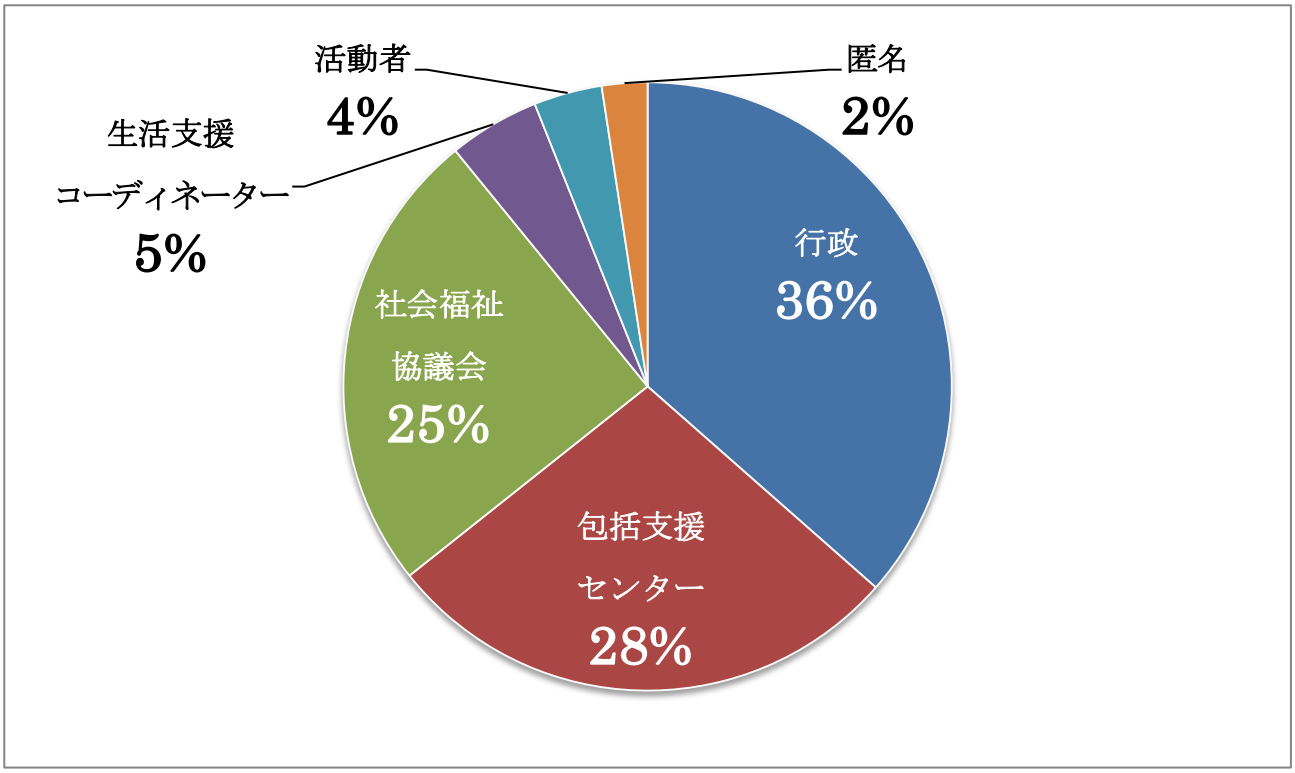

助け合い活動が広がらない原因の分析について介護保険制度の改正の経緯や、ボランティア活動を介護保険サービスで実施する際の課題、住民主体の活動団体への補助金交付の事務的な負荷に対する問題などの観点からアンケートが記入されている傾向にあるため、行政の提出割合が一番多くなったと考える。

（２）キーワード別にみる助け合い活動を阻害している要因について

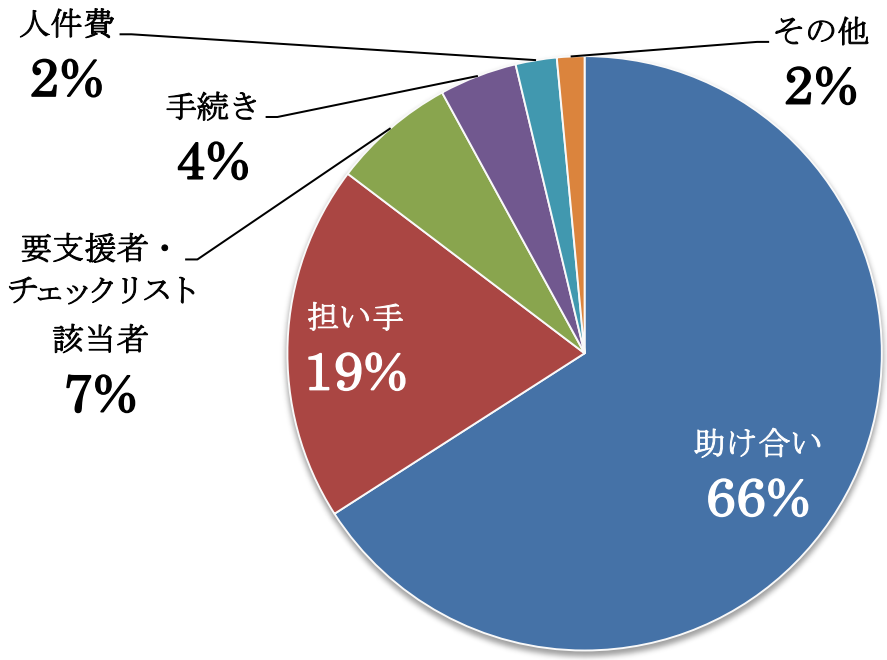

※キーワード検索でヒットした４０２市町村（重複有）の割合を示している

住民による助け合い活動を推進又は阻害していると考えられる要因となるキーワードが記載されている市町村のアンケート数を集計した結果、「助け合い」のキーワードが記されていたものが全体の 66 パーセント存在した。これは住民がボランティア活動として主体的に助け合い活動を展開することと、介護保険の制度のもとでサービスとして活動することの齟齬の悩みがあらわれている。

また、「担い手」のキーワードが記されているアンケートが 19 パーセントあり、助け合い活動を実施する活動者の確保や活動団体を立ち上げ、リードする人材の発見に苦心している現状がうかがえる。

その他、「要支援者・チェックリスト該当者」のキーワードが記されているアンケートが 7 パーセントあり、主に助け合い活動の対象者が限定されることから活動に制限が生まれることへの悩みが読み取れる。「手続き」のキーワードが記されているアンケートが４パーセント、「人件費」のキーワードが記されているアンケートが２パーセントあり、補助金支給に関する書類の煩雑さや事務職員への負担が団体運営を圧迫していることへの悩みが出されていた。

以下、「助け合い」「担い手」「要支援者・チェックリスト該当者」及び「手続き」「人件費」の各キーワードのアンケートの記載内容の傾向と実際のアンケート内容をまとめる。

（３）キーワードごとのアンケートの記載傾向について

①「助け合い」のキーワードに関する記載傾向

従前は、住民がボランティア活動として主体的に助け合い活動を全国各地で展開してきた。しかし、介護保険制度の開始により、これまで助け合い活動で支え合ってきた部分に、公的なサービスが提供されたため、徐々に地域の支え合いが減ってきたことが助け合い活動の創出が難しくなっている要因にあると訴えるアンケートが多くある。例えば、「当地域では昔から支え合いの文化は根付いていた。しかし、平成１２年介護保険が開始となり、訪問介護や通所介護などの介護サービスが地域にも浸透していった中で、地域からは「介護保険でみてくれるから安心…」と少しずつ住民の意識も薄らいでいったように感じている。」（一関市高齢者総合相談センターふじさわ（岩手県））

また、総合事業の制度の中でサービスとして助け合い活動を実施することと、ボランティアとしての本来の助け合い活動を展開することの齟齬で団体の運営に悩むことがあるとの記述も多くある。例えば、「助け合い、共に生きるという気持ちを持ってボランティア活動に取り組んでいる団体等は多くいらっしゃいますが、新総合事業の中の取り組みの１つとなると、限られた（チェックリスト等）対象の方に対する活動となってしまいますので、このことがなかなか広がらない原因ではないかと思います。」（函館市社会福祉協議会（北海道））

②「担い手」のキーワードに関する記載傾向

全国各地で実際に助け合い活動を展開するにあたり、助け合い活動に実際に取り組む人材、団体の活動をリードしたり立ち上げたりする人材、活動団体のマネジメントを担う人材など、各分野における担い手が不足している現状がアンケートから読み取れた。また、ボランティア活動に興味を持っている人がいても、すでに他の団体の活動に参加しており、これ以上の新規な取り組みが難しいなどといった例も散見された。例えば、「最近ではボランティアの高齢化、ボランティア活動の掛け持ちが多く、それらの活動を引き継げる後継者はほぼいない。後継者として地域でのボランティア活動を行なえる年代の方々は、仕事をリタイア後も生活が厳しいため働いている、親の介護をしているなど、ボランティアの担い手についての問題は深刻になってきている。」（新得町社会福祉協議会（北海道））

また、地区によってはどの世代も自分の生活の維持に精一杯な暮らしを送っていることや、年金支給時期が引き延ばされたことにより、退職後も再就職している高齢者が増えていることなど、社会全体の仕組みが担い手を生み出しにくい構造になっているといったアンケートも多く見られた。例えば、「現在の高齢者が高齢者を支えるには限界があり、若い世代を巻き込んでいかなくてはならないのですが、若い世代は自分の生活に精一杯で、地区のことどころではありません。やはり若い世代は「働き方」が変わらないと「地区のことをしてみよう」という気持ちになるのも難しいと思います。」（松本市高齢福祉課（長野県））

③「要支援者・チェックリスト該当者」に関する記載傾向

これまで地域で助け合い活動に取り組んできた団体は、高齢者や障がい者などの枠組みに捉われず、地域で困っている人に対して、自分たちができることを考え、主体的に助け合い活動を展開してきた。活動団体の助け合いの理念と、介護保険のサービス下での助け合いの理念の間に生まれる齟齬に悩むアンケートが見られた。例えば、「隣近所の助け合いとして実施してきたものを、要支援者等だけにスポット化してサービスを実施することに抵抗感がある。」（青森市高齢者支援課（青森県））

また、前出①「助け合い」のキーワードの場合と同じであるが、これまで地域で助け合い活動を展開してきた団体にとっては、総合事業の制度のもとで活動を展開することで、助け合い活動に参加できる人が「要支援者・チェックリスト該当者であること」と限定されたり、「参加者の半数」などの参加者割合に制限が加えられたりすることに対する抵抗感が強いことが分かる記述が多くあった。例えば、「サービスを提供する地域の住民から見れば、要支援者や要介護者の壁にとらわれることなく、地域の高齢者に対しては分け隔てなくサービスを提供したいのではないかと考える。」（さつま町介護保険課（鹿児島県））

④「手続き」「人件費」に関する記載傾向

住民主体による助け合い活動であることを前提にすると、補助金の申請交付に関する事務手続きが煩雑であり、書類を簡素化するか、必要な職員を配置できるようにする必要があるというアンケートが見られた。例えば、「住民団体への事務職員人件費補助、事務のできる職員を雇用できる環境づくりが必要。」（新潟市社会福祉協議会（新潟県））。また、補助金の支給額が少なく団体の活動の維持が難しいといった回答も少数あった。例えば、「地域活動団体型サービス（通所型サービスＢ）の登録を希望しないグループに理由を確認してみたところ「補助金が少ない」「要支援者が以前参加していたが、事故がないか心配で受け入れられない」といった理由でした。」（町田市高齢者福祉課（東京都））

訪問Ｄに関しては、サービスの立ち上げ時の手続きの複雑さが問題になっていると記されているアンケートが見られた。例えば、「訪問Ｄは、移送支援の問題がもっと手続き的にスムーズに解決できないと難しいと思います。交通会議（タクシー会社との連絡会議）の問題など。」（美郷町健康福祉課（島根県））

別紙２（活動者用）の集計結果とりまとめ

１．貴団体は、現在市区町村が展開している新しい総合事業の「訪問型サービスＢ」又は「訪問型サービスＤ」、「通所型サービスＢ」、「その他の生活支援サービス」（配食・見守り等）、もしくは「一般介護予防事業」（通いの場）について、次のいずれですか。

（１）すでに実施しているサービス　　複数回答あり

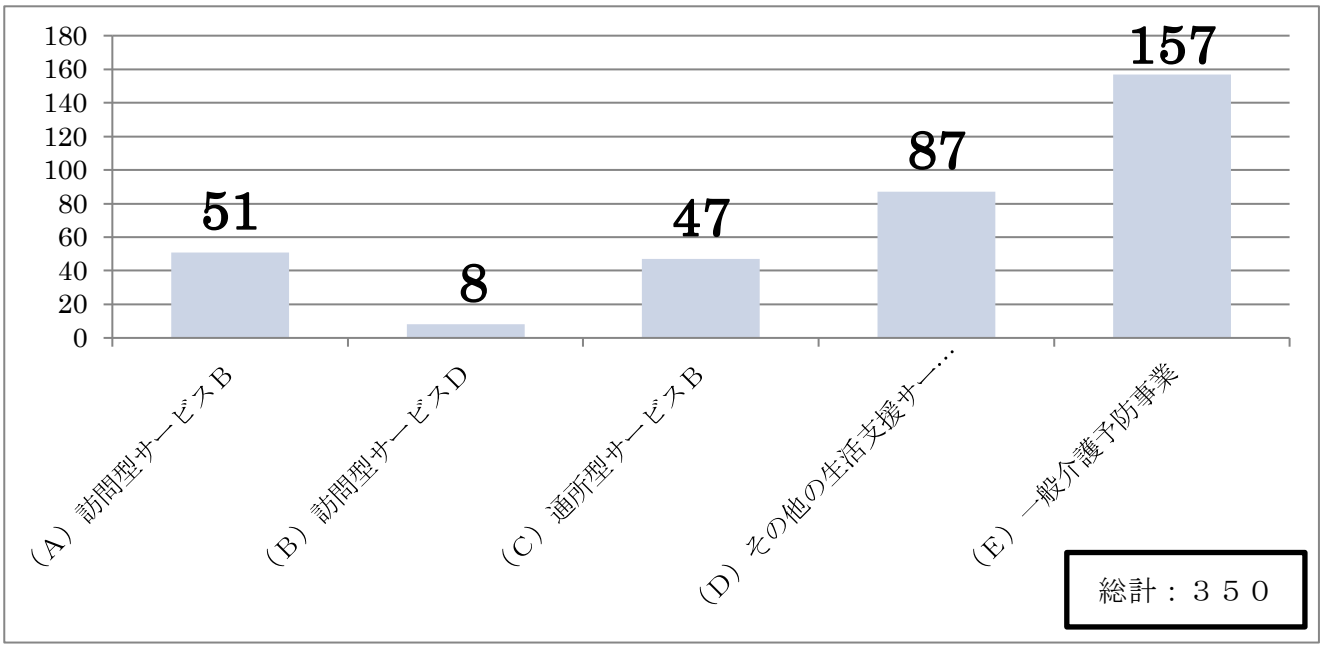

（２）実施を検討している　　複数回答あり

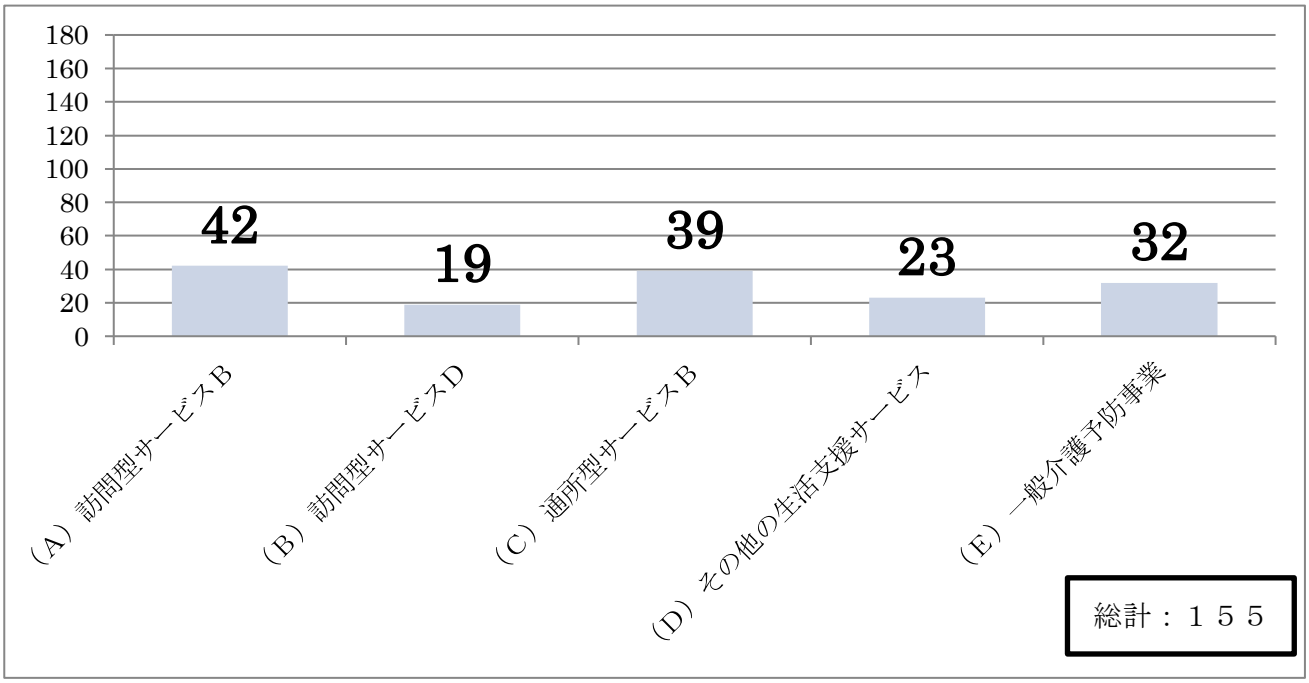

（３）当面申請する予定はない

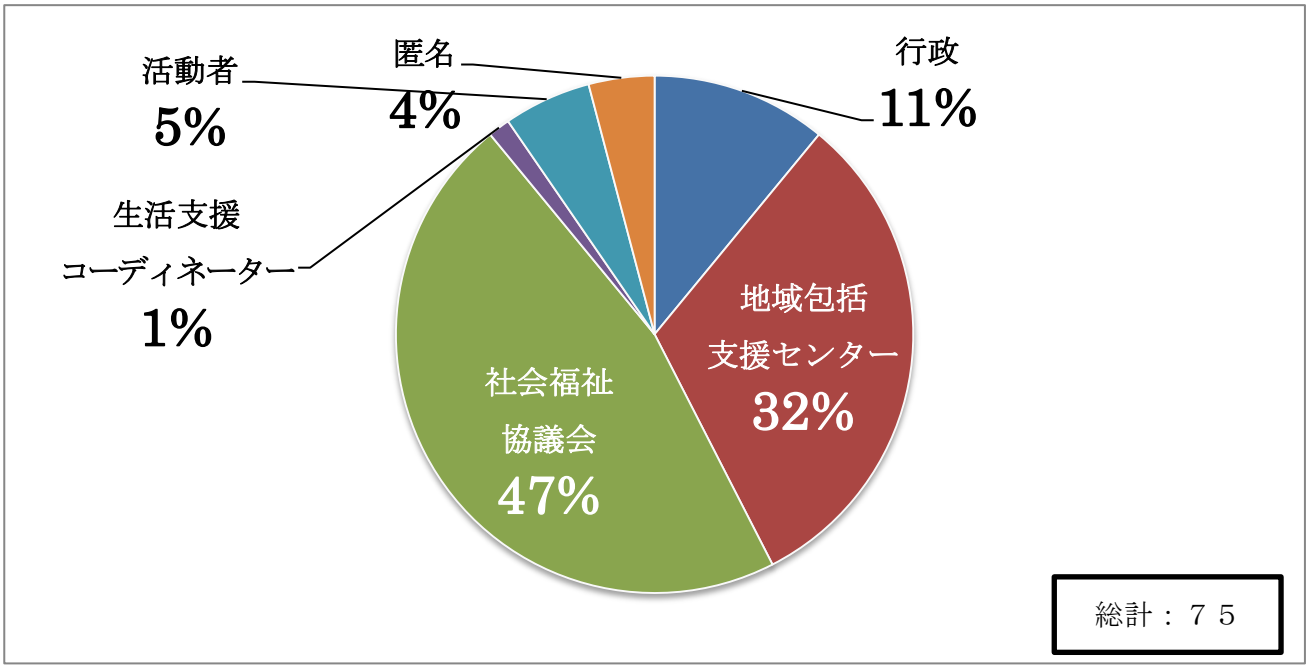

（４）新しい総合事業のことを知らない　２件

２．問１で（１）又は（２）とお答えになられた方々にお尋ねします

（１）実施するにあたり、何の問題も感じたことはない

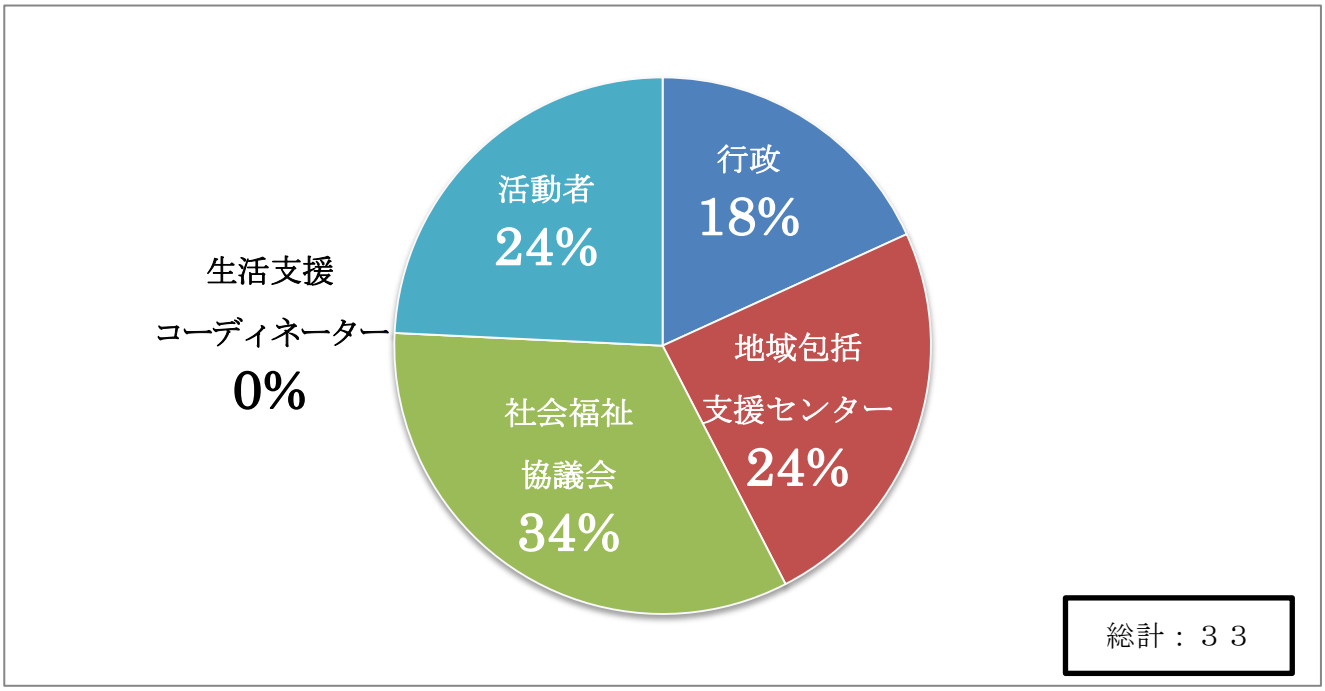

サービスをすでに実施している団体（自治体他含む）は３５０件（複数回答）、実施を検討しているが１５５件（複数回答）である中、実施にあたり問題を感じなかったのは３３件しかない現状である。

また、問題を感じないと回答しているものの多くは、サロン等の活動を長年にわたり実施している社会福祉協議会や活動団体の傾向がある。

（２）実施するにあたり、次のような問題を感じた（複数回答可）

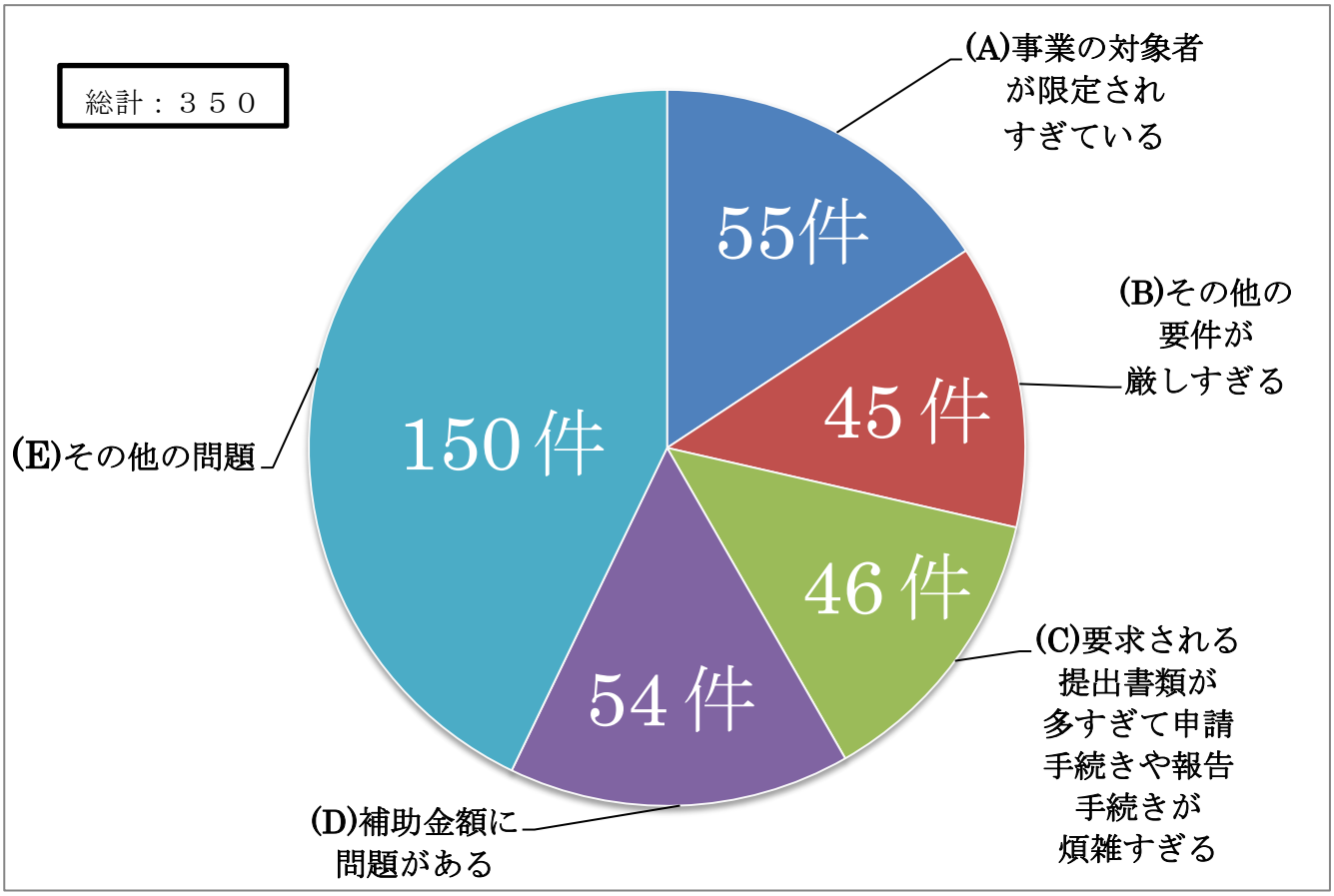

・（A）～（D）の回答割合はほぼ同じである。

・項目ごとの返答者の分布を見ると、「（D）補助金額に問題がある」の項目に関しては、社会福祉協議会、活動団体の回答率がとても高くなっている。

・（E）その他の問題では、「ボランティア等の担い手に関する悩み」や「活動創出へのノウハウに関する悩み」などサービスの立ち上げや実施にあたり、直面する問題が多く記されている。

（A）事業の対象者が限定されすぎていることに対する記述内容の傾向

①回答者の割合

・行政、地域包括支援センターよりも、実際にサービスを実施している社会福祉協議会や活動団体からの意見が若干多い傾向にある。

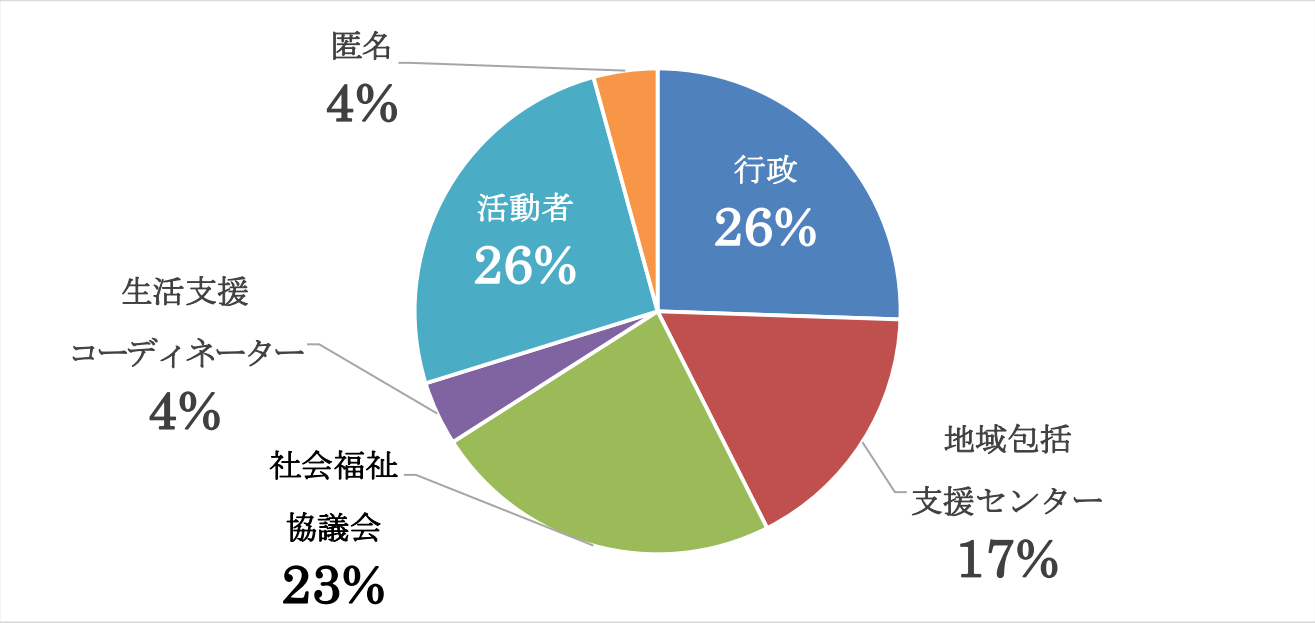

②記述内容の傾向と分析

・総合事業対象者が要支援者及びチェックリスト該当者に縛られることで、活動創出が阻害されているという内容が最も多くあった。また、行政と活動団体で感じている問題点が違う傾向がある。以下は具体的な記述例である。

・行政側から見ると、利用者にこの条件でサービスは使えるが、いつか使えなくなるという点を説明するのが難しかったり、理解を得られなかったりすることがあるという悩みが挙げられている。例えば、「総合事業対象者が要介護認定を受けると使えなくなってしまうため周知が難しい。」（K市介護支援課）また、「サービスBは要介護になると対象ではなくなるので、サービスが継続できない。要介護であっても団体と利用者が相互に納得しているのであれば対象者としてもいいのではないか。」（坂戸市高齢者福祉課（埼玉県））

・活動団体側から見ると、ガイドラインに示されている参加者の半数が総合事業対象者ということが現実には相当に厳しい状況であることが悩みとして挙げられている。例えば、「もともと地域の居場所として 2014 年に立ち上げ、今回通所型サービスBに移行したが、チェックリスト対象者の方が比較的少なく、参加人数の過半数以上という厚労省の見解と遠く、市役所と協議し、チェックリスト対象者に該当しそうな方もカウント、その他の方は全体のボランティア側で対応している。あくまで住民主体のサービスなので、介護保険対象年齢であれば対象者としてみなすべき。」（蒲郡市特定非営利活動法人楽笑（愛知県））

・総合事業開始前から地域の居場所などを運営している活動団体からは、介護保険サービスの範疇に入ることで、これまでのように色々な人が気楽に立ち寄ることが難しくなることに対する懸念が挙げられている。また、活動実施者は、対象を限定するよりもむしろ「あるべき共生社会実現のためにも、高齢者のみならず、貧困世帯の子供や障がい者にも対象の枠を広げるべきでは。」（北茨城市特定非営利活動法人ウィラブ北茨城（茨城県））といったように、多様な人々が参加できる環境を希望している。

（B）その他の要件が厳しすぎることに対する記述内容の傾向

①回答者の割合

・要件に関しては、各方面から平均的に問題点を感じていることが分かった。

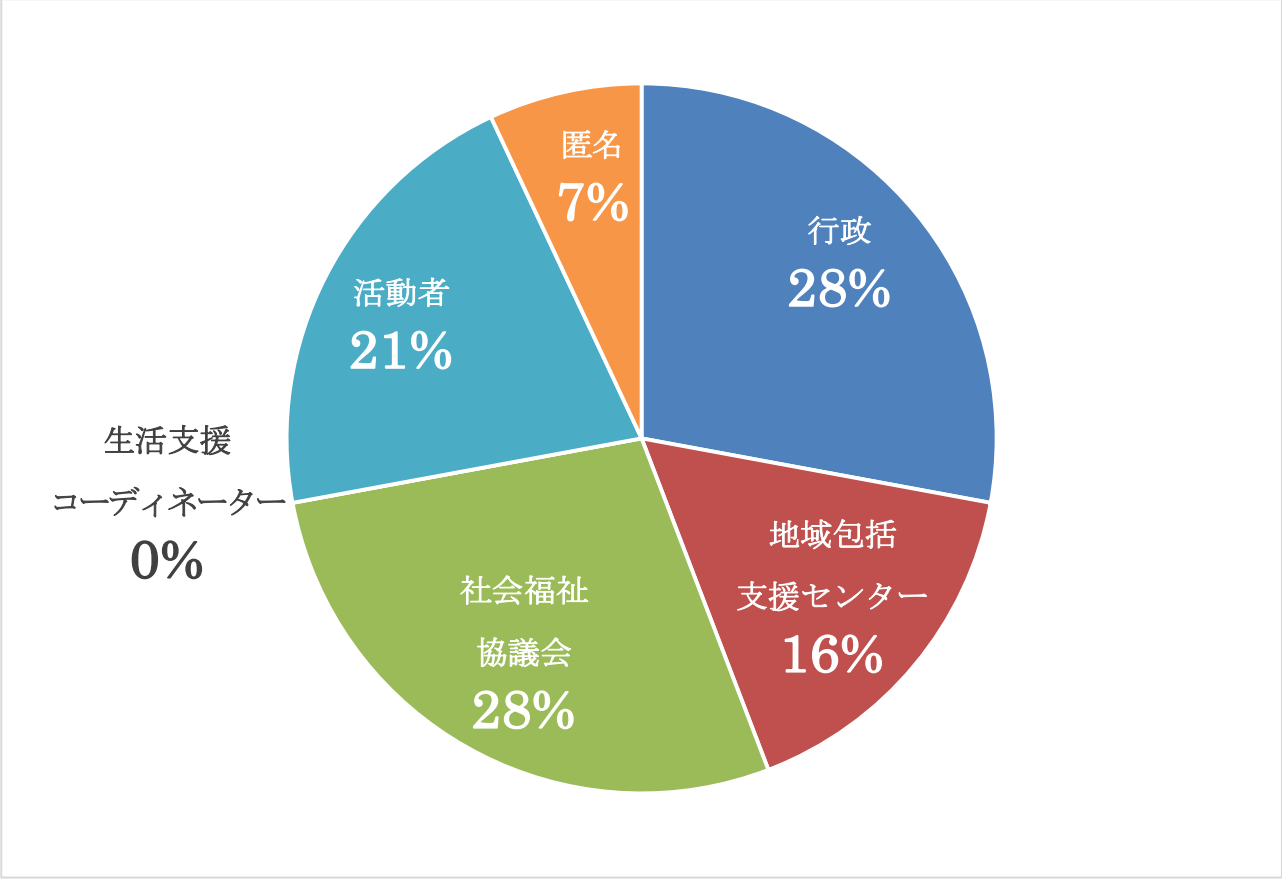

②記述内容の傾向と分析

・サービスを実施するにあたり、回数や人数に関する規定があることが活動継続に大きなハードルになっているという意見が最も多く上がっている。代表的なものとして「週１回以上の通いの場づくりが求められているが、その頻度を確保することは難しい。」（茅野市高齢者保健課（長野県））や「月に４回以上の開催は多すぎる。」（松阪市社会福祉協議会（三重県））などの意見が挙げられている。団体の実態に応じた柔軟な実施要件が望まれていると感じる。

・訪問Ｄについては、Ｂ型とは違った道路運送法との兼ね合いから実施を困難に感じているという意見が挙がっている。代表的な意見として「サービスＤの要件、運送法の規制がサービスＤの普及のネックになっていると思う。登録不要の活動が前提となる。」（真室川町地域包括支援センター（山形県））が挙げられる。

（C）要求される提出書類が多すぎて申請手続きや報告手続きが煩雑すぎることに対する記述内容の傾向
①回答者の割合
・提出書類に関しても、各方面から平均的に問題点を感じていることが分かった。

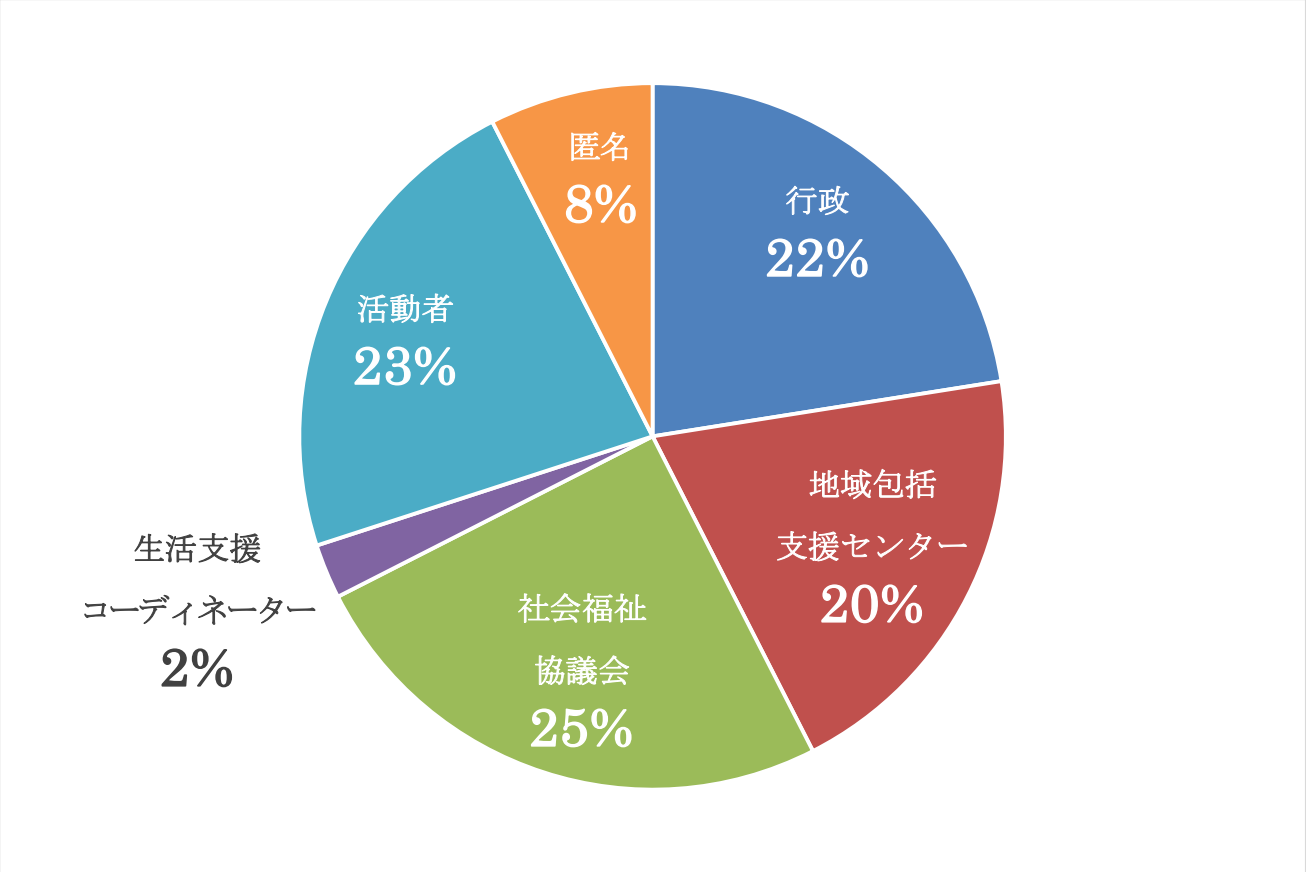

②記述内容の傾向と分析
・多くの市町村から申請書、報告書、契約書等、団体の立ち上げやサービスの実施に際して、作成する書類が多すぎることが、住民主体のサービスの観点からは問題であるという回答が挙げられている。そして、継続的な活動実施のために事務量の負担軽減が強く叫ばれている。提出書類の量を緩和できないのであれば、活動団体への事務員の加配をするなど活動参入への壁を下げる対策が必要であることが挙げられている。例えば「補助金をいただいていますが、補助金申請書、報告書の作成が大変です（10枚以上の報告書となります）。簡易にできませんでしょうか。」（秦野市鶴巻地区社会福祉協議会（神奈川県））、「細かい書類提出を求めるのであれば、事務員を配置できるくらいの人件費を予算化する等のことがあればできるのかもしれない。でなければ簡単な書類にとどめるべき。」（匿名）
・また、行政への提出書類に合わせて、ケアマネジャー等の関係機関との書類の作成ややりとりも、ボランティアにとっては負担に感じているとの意見が見られた。例えば、「ボランティアに介護保険証の確認や地域包括支援センターとの連携など、負担が大きすぎる。」（宇治市健康生きがい課（京都府））が挙げられる。
・サービスを実施するための手続きが煩雑なため、住民主体のサービスの実態とはかけ離れているといった意見も多く挙がっている。「運営規定や重要事項説明書、管理者の設置など、住民が集って組織できる事業（サービス）とは思えない。」（朝日村社会福祉協議会（長野県））が代表的な内容となっている。

（D）補助金額に問題があることに対する記述内容の傾向

①回答者の割合

・実際に活動に取り組んでいる社会福祉協議会や団体から多くの問題点が挙げられている。それと比べ行政からの意見が少ない点が、活動者が感じている悩みを行政側が受け取ることができているのか疑問に感じるところである。

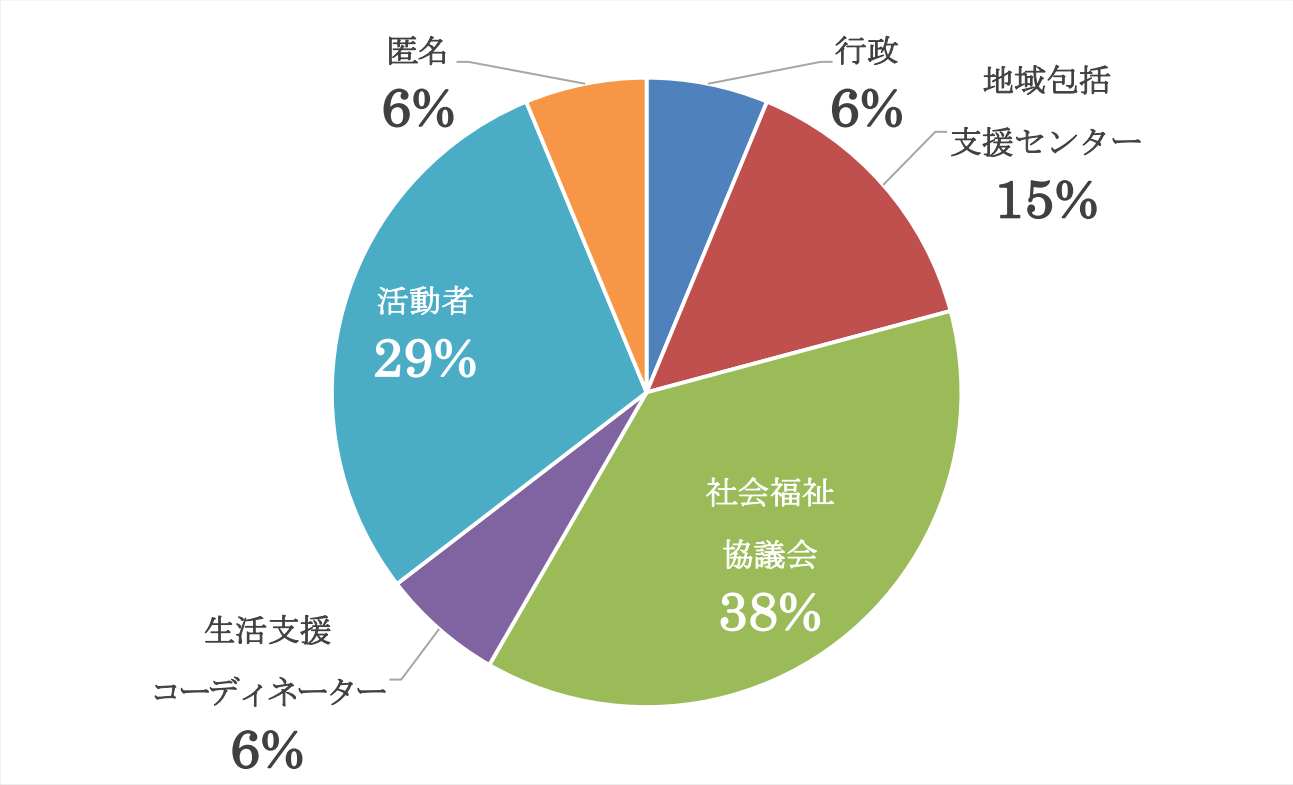

②記述内容の傾向と分析

・事務量に対する負担が大きいことに比して、事務員への人件費を補助金で捻出するには少なすぎるなど、事業を継続していくための行政からの資金的協力が十分に得られていないことが、問題点として最も多く挙げられている。例えば「報酬が低くやっていけるのか？現に閉めているところもある。」（尼崎市地域包括支援センター（兵庫県））や「訪問Ｂについては、全く補助金がなく、サービス収益のみのため、事業者の負担が大きい。また、現状では依頼件数が少なく採算がとれない状況である。持ち出しが大きいのが現状。」（多摩市社会福祉協議会（東京都））

・行政側からの活動者への働き掛けや仕組みづくりが十分でないことも問題として挙げられている。例えば「金額設定に際して、特定非営利活動法人等への聞き取りや調査がなかったため、根拠のない金額になっているようだ。」（匿名）といった活動の実態を十分につかみ切れていないケースや、「広域連合のため市町に合わせた分配が難しい。」（御浜町社会福祉協議会（三重県））など、組織的な対応が不十分なため、活動創出が難しくなっているケースもある。

（E）その他の問題についての記述内容一覧

①回答者の割合

・その他の問題に関しては、各方面から平均的に問題点を感じていることが分かった。

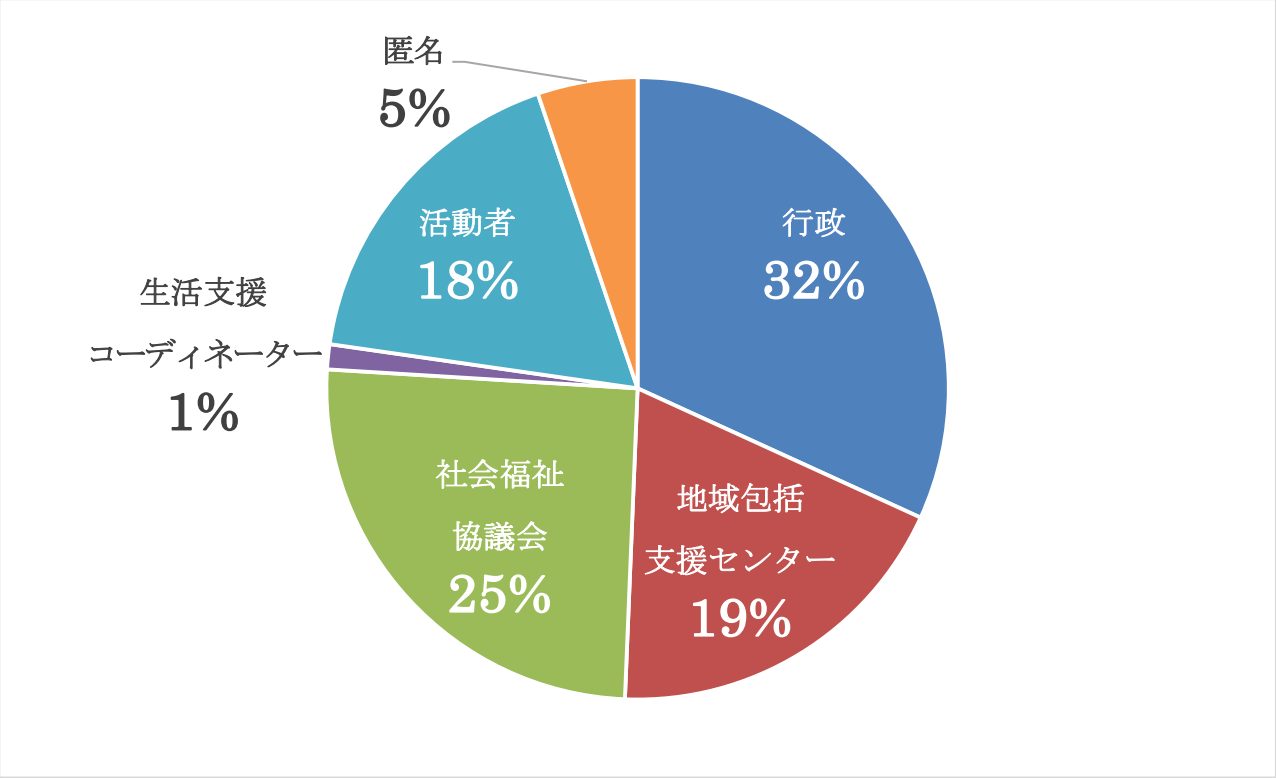

②記述内容の傾向と分析

・最も多く挙げられている問題として、サービスを実施する主体であるボランティア等の担い手が絶対的に不足していることや、活動団体のリーダーとなる住民が十分にいないことが挙げられる。例えば、「住民主体と言われるが、高齢化の進む町では、人材が限られている。元気な高齢者はすでに支え手側に回っていると感じる。」（西会津町健康福祉課（福島県））や「担い手となるような人は他にも地域で色々な活動をしている人が多いことから、特定の人への負担が大きくなってしまう。」（鶴ヶ島市高齢者福祉課（埼玉県））。これらの意見が行政から多く出されていることから、活動を創出するというよりも、サービスを提供するという意識が根強いのではないかと考えられる。

・総合事業を推進するにあたって、サービス提供のノウハウや活動の創出方法が分からないといった意見も多く挙がっている。例えば、「今後の高齢者施策のあり方、考え方について、高齢関連部署のみならず庁舎全体で理解を深め考えていく体制が必要。それは、第１層生活支援コーディネーターだけではどうにもならない課題。」（匿名）や「訪問型サービスＢ：ボランティア育成やサービス利用者とのマッチングに課題があると考えます。ボランティアにどこまで求めるのか、今まで有資格者のヘルパーを利用していた方にボランティアを総合事業としてすすめていくことができるのか、適切なのか等。」（三鷹市地域包括支援センター（東京都））などが挙げられる。

アンケートの例

別紙１（活動支援者用）から抽出した 23 件

■松前町社会福祉協議会（北海道）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

要支援者だけを対象にしていたら広がらないのでは…

Ｂ型をやらなくても、対象者はＡ型のサービスを使えているのが今の現状。Ａ型が根付いている中、行政での政策上重複する部分が多く、それをＢ型へ移行していくというのが大変だと思います。対象者だけではなく、多世代からの意識改革が必要と思われます。Ｂ型は「形にはまらず、いろいろな助け合いができる。地域での助け合い」が「ボランティア頼り」になってしまうのではないかとの不安あり。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

Ｂ型の必要性への理解。

■東神楽町東神楽地域包括支援センター（北海道）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

少なくとも当町地域（北海道中央部）では、新しい発想・文化なので、時間がかかるのは当然と思います。当町では、社会福祉協議会が中心となり、訪問による生活支援ボランティアの輪を広げる取り組みが始まり、約２年がたちました。

ノウハウがない中、有償か無償か、どこまでの範囲・時間を対応するか、他のサービスとの兼ね合い、法的確認など、少しずつ協議を進めております。当町の場合は、呼びかけ人兼事務局が社会福祉協議会に配置されている生活支援コーディネーターなので、少しずつながらも話が進んでいますが、これを住民主体で立ち上げていくのは現状では困難と思います。理由としては、ノウハウの情報収集・共有に思ったより手間がかかること。

また、「ちょっと手伝いたい」という人はいるが、「中心になってやりたい」という人はなかなかいないことが挙げられると思います。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

公的機関側が先に立ち、「自分（住民）達でもできそうだ、楽しそうだ」と思える活動を提案する力を上げていくしかないと思います。（視察、協議会、助成、フォーラム等）国や貴財団におかれましても、一層の情報提供をお願いいたします。

■久慈市地域包括支援センター（岩手県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

①地域の実情に合った多様なサービスの真の意味が伝わっていない。

多様なサービスの創設の中で特に住民による助け合い（Ｂ型）の立ち上げが１番の目的であること、また、それを立ち上げるために生活支援コーディネーターや協議体が必要であることについて、理解がされていなかったことが大きな原因ではないでしょうか。（研修会等では、相当サービスからＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄを並べて簡単に説明されますので、分かったような、分からないような状況で、先行事例の様子を伺いながら迷っている状態が長く続いている状況。）

②住民による助け合い活動推進には時間がかかる。

久慈市では「いきいき百歳体操」にＨ２８年９月から取り組んでおり、取り組みを進める中で地域の見守り活動や支え合い活動につながり、地城づくりにつながっていくことを実感しているところ。「その中からＢ型につなげていけないか」等々のイメージが持てるようになったのは最近のこと。

生活支援コーディネーターの役割についても、同様にイメージが持てない状況ですが、Ｂ型を進めるために必要だという発想であれば、理解がしやすいと感じています。趣旨を理解して取り組みを進めているところですが、介護保険制度によって一旦引き離された高齢者等がまた地域で暮らし続けるための関係性を取り戻して、住民による助け合い活動に至るまでには、もう少し時間がかかるものと思います。

・自助の考え方の普及啓発
・コーディネーターによる資源発掘
・Ｂ型の体制整備　等々

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

①国の方針をはっきりと伝えてほしい。

（資料にある一般的な説明では真意を理解できないため）

②住民による助け合いの必要性（意味）について、住民、関係者（機関）、行政内部で共有する。

コーディネーターの発掘につながり、活動推進につながるかと思う。

■秋田市御所野地域包括支援センターけやき（秋田県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

・サービスや資源が多数ある
・核家族化、１世帯の個別化→意識的なもの（個人主義）
・風習、習慣、地域性
・個人情報保護のゆがんだ捉え方
・平均収入の低さ
・教育環境
・総合事業が周知されていない
・住民同士でサービスをする
・されることに抵抗や気兼ねがあるように感じる
・サービスを受けるためにはそれなりのお金を払わなければという風潮もあるように感じる
・心や金銭的な余裕がない
・支援は家族間で行うものと考えている

・生活の中で必要性を感じない
・人付き合いを好まない人がいる
・サービスを作りだそうとした人の責任や重圧がある
・人からの支援を金銭で解決したい人と無料奉仕を望む人が両極端
・自身が他者からの支援を受けていることを知られたくない

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

・長い目での福祉教育
・多世代交流をより促進する何か
・社会生活のゆとり（個人の思い・生活へのゆとりにつながる）
・災害時等に対応可能な人々のつながり
・取り組みを進めたい人のみ進め、必要とする地域には必要時にノウハウを伝授する

■河北町生活支援コーディネーター（山形県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

生活支援コーディネーターの立場としての考えです。私は一般公募で生活支援コーディネーターとなりました。本町の住民ではありますが、今まで町外で仕事をしてきたので町と関わりが薄いことと、行政との関わりが初めてなので、どの様に動いて良いのかわかりません。コーディネーターの選出に問題があるのかとも思われます。本町でも住民に対してのアプローチを試みたところ、思った以上の参加がありました。行政の説明で、必要性を感じた住民も多く、住民主体による居場所の立ち上げに名乗りを上げていただいたグループがありましたが、立ち上げの資金調達や居場所の設定が上手くいかず実施まで至らないのが現状です。行政は業務に追われ忙しい毎日だということは承知しています。そんな中で行政側の考えや居場所の立ち上げについてのアドバイスをいただくため話し合いを調整中ではありますが、あまり時間がかかってしまうと住民のやる気がそがれてしまうのではないかと案じています。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

行政側は本当に居場所の立ち上げが必要と考えているのでしょうか。担当部署だけに任せないで、町の行政全体で必要性を共有することが大事だと思います。

■平田村生活支援コーディネーター（福島県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

ボランティアとしての地域支え合いを総合事業のサービスと考えていない。ちょこっと助けることが、総合事業として捉えられない。地域の特性として、困っていることを発信したり、助けてほしいとなかなか言えないため、訪問型サービスにつながらない。事業の内容や、活動の仕方などの周知ができていないし、委託された社会福祉協議会側もよく把握していないため、住民に情報提供ができない。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

地域の担い手育成を今年度立ち上げ、「地域の困りごと」「ちょこっと助けられること」の勉強会をしています。また、サロンにおいて、運動のリーダーとなれるような方の育成に取り組もうとしています。その方々が中心となって通所型サービスＢができればよいと思っています。一番は担当者（行政は熟知しているかもしれませんが、委託を受けた社会福祉協議会の職員及び担当者）がよく内容を把握して事業を展開すべきであると思う。ボランティア活動と支援事業（補助事業）の理解をすることが必要。

■鹿嶋市社会福祉協議会（茨城県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

・助け合いができる親しい付き合いをしていない。

・ケア会議等に近所の人に出席してもらっていない。

・自分たちで解決できる問題と、解決できない問題の境目がなくなってきた。介護保険制度などに頼るようになってきた。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

・助け合いという声かけではなく、どうすれば豊かに生きられるかなどイメージを変える。

・近所力を高めるための工夫として、近所にいる要支援者をどのように支援するかなどについて話し合う場を設定をする。（ごみ捨てや簡単な掃除）

・元気なうちから地域の活動に参加して、顔見知りの関係づくりをする。

■足利市地域包括支援センター清明苑（栃木県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

自分が中心になって行うのは、心身共に負担が大きい。やる気のある人は、すでに何かに取り組んだり、参加していたりする。消極的な人を無理に誘うのも迷惑がられて嫌な思いをする。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

具体的に手伝う項目が先にあり、自分でできるところにアポイントする方がやりやすい。介護保険や地域包括ケアシステムなどの説明よりも、住民が困っているピンポイントを一つずつ解決していった方が、取り組みやすいと思う。

■春日部市介護保険課（埼玉県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

・総合事業は、既存のサービスに加えＡＢＣＤが併用できるため、既存のサービスからの移行ではなく、サービスが追加されただけである。そのため、交付金対象額の限度額を超えるおそれがあり、多様なサービスはもう少し様子を見てから実施すべきと考えます。

・すでに補助を受けて実施している助け合い活動と整理しないと補助できないため、調整に時間を要します。

・原則費用の半額の補助金では住民の理解が得にくいと考えます。
・補助金の申請など書類が煩雑であり、高齢者には負担になります。
・Ｄ（送迎）は事故補償などの問題が生じるため、導入は困難です。
・通所Ｂ型の会場確保が困難です。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

・総合事業の交付金対象額を増額すべきと考えます。
・支え合い活動を含めた地域づくりを他課と協議しながら実施するというが、介護保険担当課が主導で実施するには限界があるため、違う方面からの後押しが必要です。

■佐倉市南部地域包括支援センター（千葉県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

・住民に危機感がない。自分たちの健康のための講座や活動に参加するが、お客様としての参加にとどまっている。
・住民でＫｅｙになる方はすでに色々な活動をしており時間の余裕がない。時間のある方をいかに取り込むかが問題。
・縦割りで活動しており、行政の課が様々なまちづくり活動をしているが横の連携がない。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

まずは行政としてどのようにまちづくりをするのか、課を越えて方向性をつくる。そうすれば同じようなメンバーで同じような話し合いをする回数が減り、Ｋｅｙとなる住民の負担も減る。

■南アルプス市介護福祉課（山梨県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

①行政（国、市）のＢ型の捉え方が不十分
・Ｂ型（住民主体の助け合い）の活動は住民の志に基づいたものであり、あくまでインフォーマルサービスでありフォーマルサービスの代替ではないということへの理解不足。
②対象者（チェックリスト該当者、支援１・２限定）の縛り。志ある住民にとって「困っている人は誰でも支援していきたい」という気持ちは、助け合いという観点からは重要だが、「対象者が限定されていてそれ以外の方を対象（例えばチェックリスト手前の人、要介護者等）に含めるとＢ型として認められにくくなるという仕組みが納得しづらい。
③費用負担の問題　訪問Ａなどは介護保険と同様一割負担のところが多く、１時間２００円程度で家事援助が行われているため、有償ボランティア（訪問Ｂ）が育ちにくい。
④補助のあり方（一律補助）　住民主体の活動が安定して継続できるような支援（自己負担の活用は原則だが、活動拠点等への支援など、その状況に応じて柔軟な支援が必要）。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

①行政側のＢの考え方の検討　住民主体とは普通の人が誰でもできる活動であり、必要以上の専門性、公平性を求めない。自由度を認める。
・書類を簡略にする
・住民への説明会、啓発の機会
②総合事業全体の仕組みを見直す。相当、Ａ、一般介護予防、そしてＢのあり方等、住民が生活しやすい地域づくりの中での全体像を考える。
③補助金の仕組みの見直し、活動の立ち上げ、継続に必要な支援を柔軟に考える。（一律の金額ではなく、それぞれに対応する仕組み）
④協議体との連携　住民主体の活動は行政主導でできるものではなく、住民が必要性を理解し自らやる気になってはじめて主体的な活動が生まれ、継続していくものであるため、住民の活動意欲を引き出すしかけをしていくことが必要だが、現在取り組んでいる協議体との連携や進め方が重要と感じる。

■軽井沢町保健福祉課（長野県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

・介護分野に限らず全体的に人材不足である。定年になっても働いていたり、孫の面倒、介護をしている人もいたりして、自分の家のことで精一杯である。
・地区行事や組織が縦割りで連携できていない。各組織で行うことが増えていて、効率よくできていない。
・地区組織で行うことが増えているので地区で行うことも優先順位をつけ、振るい分けしなければ新しい仕事がやりたくてもできる状況にない。
・住民主体の活動を育てるためには１０年、２０年の時間がかかる。まだ、芽が出てきたばかり。助け合いは非常に重要なのでこれから育てていきたい。
・地域包括ケアシステムを介護や福祉分野だけで取り組むのではなく、様々な組織が役割を持って取り組まなければ広がらない。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

・最初は縦割りでよいと思うので、まずは国、市町村がきちんと横のつながりを持って各組織と連携していくことが重要。

■可児市東部地域包括支援センター（岐阜県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

・田畑を所有する在来地区では同居率が高く近隣との交流も多いため、親族や近隣住民間の支援で生活が成り立っていると感じている方が多いように思います。
・３０年程度経過した団地では、高齢化率が軒並み高くなっていて、一部団地では住民主体の活動が立ち上がりました。しかし、新しい担い手が増えず、継続が困難な活動もあります。担い手が増えない理由として、①高齢になっても仕事を続ける（再就職等も含めて）方が多い、②助け合いの必要性を感じていない、「自分は大丈夫」「介護保険や行政が何とかしてくれる」といった誤解が挙げられ

ます。

・行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど関係機関の連携が不足している。それぞれが単独で活動しているため、一貫性に欠け目指す姿が統一されない。よって、地域住民も助け合いが必要とわかっても何をどのように始めたらよいかわからず、相談先もわからないのではないか。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

・関係機関が一体となって情報を発信し、住民と一緒になり市（町村）としての具体的な方針、施策を作り上げること。

・有償ボランティアの活用促進。家計収入の足しになる程度の報酬付与。

・専門性の高いサービスは専門職が、それ以外のサービスは住民主体で行うという明確な線引き、大胆な制度改革が必要。

■岡崎市真福地域包括支援センター（愛知県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

・新総合事業について、住民の理解がない（みなしで、今までと変わらないサービス・料金のため）。なぜ、それが必要か。市町村レベルで発信していかなくてはいけない。

・医師会や保健所の健康増進事業ともっと連携していけるとよいが、同じようなことを違う部署でバラバラにやっている感があり、住民の立場ではさらにわからなくなっているのではないかと思う。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

・生活圏域の考え方が、都市部と田舎（山間部）では違ってくる。そこをどう対応していくかだと思う。

・住民から「歩いていける場」という場所がないといった声もある。町内の公民館がまちの広さによって歩いていけない所もあり、資源のない所とある所で不公平感があるという住民の意見もある。公的な建物のない所については、せめて賃借料程度みてもらえるとよい。また、交通手段の充実、「まちバス」が今、公共交通機関のない所の課題である。

・生活支援コーディネーターを市町村がどう考えるか、どう配置するかが大きく左右するのではないか。兼務のところはなかなかうまくいっていないように感じている。働いている世代と話をしていくことも多く、土日や夜働くことが多く、委託包括を兼務だと、法人がどこまで理解するかによっても随分やりやすさが変わってくると思う。

■近江八幡市長寿福祉課（滋賀県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

（個人で団体を立ち上げて活動を行う場合）

・一緒に活動を行うメンバーが集まらない。また、どこに声をかけて良いか分からない。

・団体の立ち上げはできているが、団体内で活動方針などの合意形成ができない。

・何かしたいとは考えているが、何をすれば良いか分からない。

（自治会などで行う場合）

・まちづくり協議会、社会福祉協議会などから下りてくる事業や役職が多すぎて、自治会単位でその他の活動を行う余力も人材もないため。

・上記の理由などから自治会が本当にその地域に必要な活動、事業は何かが考えられなくなっており、考えていても実施できない状況にあるため。

（社会的な理由）

・地域活動やボランティアなどをする人材、習慣が形成されていない（残業せずに、仕事終わりに地域活動に参加する、土日に部活に行かずにボランティアに行くなどの環境や習慣がないのに、退職後、多くの人に助け合いの活動を求めることは難しいと感じる）。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

・退職前３～５年に、地域で退職後どう活躍していくかを、企業の人材育成の中で学ぶ機会をつくる。

・地域で役員となっている人以外に埋もれている人材の育成を、多様なメニューで開催する。

・就労中でも地域の活動に参加できるよう、国民の義務で地域活動を行う祝日を制定する。

■池田市社会福祉協議会（大阪府）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

既存の住民による助け合いの活動は、制度に縛られない自由な活動として発足したところが多く、空いた時間を使ってできる範囲の活動を無理をせず行っていくことに特徴がある。総合事業に参入するとなれば、要件も厳しく、また手続き関係も煩雑になり、様々な義務的な事柄も発生してくると考えられるので、それを乗り越えてまで参入する必要性を感じていないのではないだろうか。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

総合事業に参入することを前提とした組織を新しく立ち上げ、それに賛同する住民が参加できるようにすることが早道ではないか。それには、行政等のイニシアティブが重要になってくると考える。

■島根県社会福祉協議会

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

・多様な価値観、多様な活動がある。

・担い手の高齢化、高齢になっても働いている。すでに地域で様々な活動がある中で、新たに何かをするのは難しい。

・地域の自由な活動をするのに、訪問Ｂ・Ｄに位置付けられることは、息苦しい。目的も違う。

・新たに立ち上げるよりも、地縁の活動（サロン・見守り）を発展、継続させることが大切ではないか。サービスに位置付けられていない助け合いの活動は以前に比べ、増えているのではないか。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

・時間をかけ、活動者、利用者の思いを尊重する。

・サービス開発だけを目的とせず、地域の方々がやりたいと思っていることを制度的に保障する。
・道路運送法をクリアする制度、仕組み。
・移送における運営費、車の保険等の補助。
・訪問Ｂの移送付き支援の全国モデルの事例集。

■山陽小野田市高齢福祉課（山口県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

行政職員（生活支援コーディネーターを兼務）です。行政、生活支援コーディネーターとして、住民に対して、身近な問題、自分のこととして捉えていただけていない、住民の方の意識の醸成が十分に行えていない、ということが１つの原因と考えています。

２つ目の原因として、「何か行いたい」といった、思いを持っている住民の方を把握できていないため、思いを持った住民の方への支援が行えていないこと。

３つ目の原因として、第１層協議体内で、「なぜ今地域の支え合いが必要なのか」という部分の共有作業に多くの時間がかかっており、第１層協議体から地域へ支え合いを広げる、という段階へ至っていないこと。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

対策としては、まず第１に、住民の方と、地域の現状、将来について、情報共有、話し合う機会を持つことが必要と思っています。お互いに話し合い、思いを共有することで、住民の方との共感が生まれ、自分たち自身の問題であるという意識の醸成へつながること。また、支え合いを行いたいという住民の方と出会えるきっかけとすることができると考えているからです。本市は、第２層協議体（小学校区を予定）の設置に向け、今後、各小学校区において勉強会を開催し、住民との共有、共感、意識の醸成の場にできれば、と考えております。２つ目に、第１層協議体を「支え合いを地域へ広げていく」協議体とするためにも、「なぜ今地域の支え合いが必要なのか」の共有作業をしっかりと行うこと。特に、第１層協議体の委員の任期が近づいていることもあり、今後、庁内及び有識者と、第１層協議体の役割、取り組み等について再度検討し、新たな第１層協議体が発足後、協識体の役割、取り組み等を共有する作業を行っていきたいと考えています。

■宇多津町生活支援コーディネーター（香川県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

・介護保険の仕組みが変わってきていること、これからは住民による助け合いで生活を推進していくこと等、身近な課題としての意識を持つ人が少ない。
・地域内での人間関係の希薄化が進み、各家庭・個人同士のつながりが少ない。
・本当に困っている人はなかなか声を上げられない。
・これまで介護保険を使っている利用者にとっては、既存の訪問介護やデイサービスのイメージが強く、住民による支え合い等ではサービスが低下すると懸念している、抵抗があると感じているのではないか。

・身近な地域で住民同士で声をかけ合う等の助け合いはあるが、これを仕組みにしていこうとすると気が引けたり、自分より適材がいるのではないかと感じる等、システム（仕組み）を構築するまでの困難さがある。
・老人会等、高齢者が高齢者の見守り（友愛訪問）をしている現状で、若手の老人会リーダーがいない。
・地域の人を巻き込み、引っ張ってくれるカリスマ性のあるリーダーがいない。
・地域で支え合いや助け合いを行う時に、若い人たちに高齢者が何に困っているのか、どんなことを助けて欲しいと思っているのか等を知ってもらうと共に、何か手伝えることがあれば協力しますという若い人たちの気持ちを形にできるようにしていくことも必要では。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

・介護予防体操やサロン、老人会、婦人会、自治会等の活動をしている地域に出向き、その中で生活の困りごとやどんなサポートがあれば住み慣れたまちで暮らせるか等を、もっと地域を歩いてじっくり聞き取り、町民に出てきた地域の課題を目に見える形で表すことが必要。
・一人ひとりが、今だけでなく、将来の自分の生活・地域像をイメージできるようにすることも必要。（自分の将来のために、今助け合いの仕組みを作って、生活をしやすくする準備をしているという認識を持ってもらう）
・住民に地域の支え合いや助け合いを周知するための、分かりやすいパンフレット等（誰が見ても分かるもの）を作成、配布する。支え合いの必要性やこれからの動きを広報等で少しだけ報告する程度では、理解を深めることは難しい。（住民主体の訪問型Ｂ・Ｄや通所型Ｂの内容の周知）
・高齢化が進み、行政から配布される書類（広報等）を見て確認したり、説明してくれるボランティアが欲しいという要望が増えている。
・地域の支え合いは、特別なことではなく、現在行っている活動（コミュニティで行うサロンや老人会の見守り活動等）を結びつけていくことであることを認識してもらう。
・地域ごとに住民リーダー等の人材を発掘し、確保することが必要。
・ちょっとした助け合い等のサービスに誰でも簡単に協力でき、利用できる仕組みが必要。
・支援するボランティアにメリットが感じられるように、地域で利用できるサービス券や割引券の交付等を考える。
・共生社会の実現を目指していく上で、地域の支え合いや助け合いを広げていくために、子どもたちやＰＴＡへの周知等も必要であり、道徳の授業や講演会等も必要ではないか。（子どもたちの認知症サポーターがあるので活用することも視野に入れていく）

■福津市健康福祉部（福岡県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

助け合いは少しずつ広がっているとは思うが、その多くが地域におけるゆるやかな生活支援の仕組みであり、Ｂ型という枠にあてはめるには至っていないのではないかと考える。行政の立場で、そういった地域の助け合いの芽をＢ型にしようと関与し過ぎると、とたんにやらされ感につながり、せっかく地域に生まれた助け合いを潰してしまうのではないかという懸念がある。とはいえ、何らかのサポートは必要であり、行政の存在感を極力消したサポートのあり方はどういったものになるのか、今後検討して

いくことが課題である。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

１で挙げたような地域の助け合いの芽をサポートする仕組みが必要ではないかと思う。ただ、今の市町村の財政の中で、Ｂ型になるかもしれないし、ならないかもしれない、そういった地域のゆるやかな助け合いの仕組みに対してサポートができるかというと、なかなか難しいところがある。今の制度の中で、例えば一般介護予防事業の中ででも、うまく仕組みを作っている市町村の好事例があれば、紹介していただき、是非参考にしたい。

■佐賀市高齢福祉課（佐賀県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

基本的な考え方として、住民の助け合い活動というものは、総合事業のＢ型等の制度設計とは必ずしもなじまないのではないかと考えています。なぜなら、従来から自治会や老人会、民生委員や近所の方々の助け合い活動があるところは、改めて、要支援者や事業対象者のみを対象とするＢ型の必要性が果たしてあるのかという話になりますし、行うとして元気高齢者と区別していくのが極めて難しいのではと考えているところです。今後生活支援推進研究会が立ち上げられて、議論されるということですので、ぜひこのような意見を取り入れて対策を考えていただければと思います。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

Ｂ型を強力に進めていくよりも、一般介護予防を充実して生活支援や通いの場、外出支援を充実したほうが地域住民にもより受け入れられるのではないかと思われます。一方、通所Ｂ等の通いの場については、すでに一般介護予防事業で実施しているフォローアップ教室等で、自主グループで対象者に対してサービスを提供する動きが出てくれば、Ｂ型の選択もあると思います。いずれにしても今回の研究会の報告を待ちたいと思います。

■宮崎市介護保険課（宮崎県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

・地域包括ケアシステムの周知、広報が未だ十分ではなく、地域住民等にその認識があったとしても、活動する場や機会の提供が十分ではないため。

・地域が抱えている課題に対し、住民相互の課題として捉えられていない現状があるため。

・多様な関係主体（ＮＰＯ、民間企業、ボランティア等）による取り組み及びその連携が十分に図られていないため。（その広報についても同様）

・困っているとは聞くものの、家族や隠れた助け合いがあり、生活するうえで真に困っている人がいない。将来のことを今考えることはできないので、将来の助け合いの仕組みか。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

〇地域包括ケアシステムの周知・広報

・本市では上記システムの住民向け周知イベントを実施したが、その反響として「これまで他人事だ

ったが、これからのことを若い世代と共に考えていきたい。」等を得ている。
・上記システムの構築がなぜ必要か、その構築のためには住民相互による支援や支え合い活動が必要であることを繰り返し説明することで、住民や地域の理解は得られると考えており、併せて活動する場や機会を提供（準備）することが重要であると考えている。
〇地域の中から「地域の母」、地域住民の困り事を優しく包み込むことのできる人を発掘し、その人を中心として組織づくりを進めていく。
・生活支援コーディネーターの配置や協議体の開催によって多様な関係主体（ＮＰＯ・民間企業・ボランティア等）による取り組み及び連携体制の構築を図ることが必要。

■屋久島町介護衛生課（鹿児島県）

１．なぜ、助け合いが広がらないのか、その原因、課題について

・屋久島は離島なので、昔ながらの助け合いは都会よりは残っていると思うが、それでもやっぱり、「あそこの家には子どもさんがいるから、他人の私たちは立ち入れない」とか、「そんなことまで立ち入ってやってもいいのかな」という思いがあるんだな、と感じる。
・社会福祉協議会と一緒に有償ボランティアの仕組みを立ち上げたばかり。少しずつ広がっているところなので、口込みで少しずつ広がれば、また増えてくると思っている。
・移送については、ニーズはたくさんある。保険の問題や、白タク行為の問題もクリアできれば広がっていくかも。先進地事例を学びたい。

２．対策としてどんなことが必要と思われますか

・地域支援事業交付金の上限額という縛りを解消してほしい。包括に人を雇いたくても、難しい。また、新しい事業をおこすことが困難。
・先進地事例の紹介や研修会（東京などだけでなく）の開催。
・こういった事業は地域もだし、人材を知っているスタッフでないとできないと思うので、人事への配慮や、職員の適切な配置が望まれる。

アンケートの例

別紙２（活動者用）から抽出した 15 件

■清水町保健福祉課（北海道）

訪問のサービスをボランティアの方にお願いしてよいのか。住民の方の自宅に入ることもあるサービスのため訪問介護事業所による実施としたが、事業所の人員不足によりサービス利用開始には至っていない。

■真室川町地域包括支援センター（山形県）

支え合い活動から総合事業のサービスへ変更した場合、申請や基準等の事務的な負担が増える割にメリットが少ない。小さな助け合いはあるもののサービスとして実施するにはハードルが高い。農業が基幹産業であること、若い世代が共働きで企業等へ就職しており、65 歳を過ぎても主力として仕事を担っている方が多い。高齢者でも庭や畑の草むしり、山菜の下処理など家庭で働いている方が多いため、居場所など通いの場のあり方にも地域的な配慮が必要。カスタマイズが必要。生活支援も然り。エリアが広く人口が少ないため、移動・移送（車輌）のコスト、人件費補償について必ず課題となる。

■石川町保健福祉課（福島県）

住民同士の支え合いや仲間との集いの場の組織や関係を壊さない方法、さらに活発化できる方法を協議体で検討しているが、意見として出される対応策が地域ニーズにマッチしているのか・・・を確認することが必要であり、時間のかかる作業であることを実感している。協議体メンバーの温度差が大きくなってきた。

■草加市社会福祉協議会（埼玉県）

その他の活動が制限されてしまうこと。例えば火の使用不可のため調理ができない。有償の生活支援を行う場合、補助金が按分となり、減らされてしまうことなど。

■認定特定非営利活動法人ケア・ハンズ（埼玉県）

①行政へはＢ型事業をはじめ生活支援事業そのものへの取り組みを提案しているが、制度としてスタートする具体策が提示されない。②社会福祉協議会が委託されて「担い手養成研修」を各区において開催はしているが、目的がはっきりしないため実践者につながらない。③市の担当課長が毎年度交代し、第１層生活支援コーディネーターも社会福祉協議会の職員のためか交代してしまい、包括やＮＰＯなどとの関係も途切れてしまう。

■三鷹市連雀地域包括支援センター（東京都）

訪問型サービスＢ：ボランティア育成やサービス利用者とのマッチングに課題があると考えます。ボランティアにどこまで求めるか、今まで有資格者のヘルパーを利用していた方に、ボランティアを総合事業としてすすめていくことができるのか、適切なのか等。

■都留市社会福祉協議会（山梨県）

介護保険事業及び福祉サービスの支援と役割の範囲の明確な区分が必要とされるが、新総合事業や予定される介護保険等により、事業を推進する上で介護事業所及びサービス利用者が混乱するおそれがある。

新総合事業及び生活支援体制の業務展開については、介護保険の生活支援と福祉サービスの役割、業務区分を明確にするため、介護事業所との意見交換、説明会並びに研修会を重ねることで、事業者の安定的な運営を維持し、利用者に対する福祉サービスの向上が図れると考えている。各介護事業所が提供するサービスを通じて地域や生活の課題解決に向けて、より実践的なサービス活動をすることに動いていかないといけないのではないかと感じている。

ボランティア活動推進業務では、国の施策や国の流れを活かして機運を高め、活性化を図ることは重要だと思う。今年度から新たに生活支援体制整備事業を都留市から受託し事業を推進していくので、この事業を通じて、多角的な刺激が生じ、住民主体の地域福祉活動の活性化は加速すると考える。

■安曇野市社会福祉協議会（長野県）

安曇野市介護保険課でサービスＢへの移行も視野に入れサービスＡを実施しているが、社会福祉協議会の職員としては問題を感じている。そもそも介護保険制度の改正は人口減少や介護保険財政の問題が起因であり、それを緩和するために住民にお金を介在させて支え合い活動を推進することに抵抗を感じる。本来の支え合い活動とは地域の中で自然発生的に生まれるものであり、そちらを支援したうえで足りない部分をＢやＤなどのサービスで補うべきである。しかしながら、市町村ではＢやＤなどの総合事業を進めることばかりが注目され、本来の目的（地域での支え合い活動を推進する）からそれているように感じる。

■富士市社会福祉協議会（静岡県）

社会福祉協議会は特に行政との将来構想計画についてまずはすり合わせをしていく必要があると感じている。

市の施策内でも統合が必要であったり、社会福祉協議会にも似たような事業があったりします。あえて新たな展開ではなく、ある資源の統合であったり、庁内の連携でよい資源や施策になるものがたくさんあります。まずはそれぞれの内部から見直し、すり合わせと職員が課題を共有し、福祉をまちづくりという視点で見ることで、改善できることがたくさんあります。まずは足元の整理整頓かと。その上で行政や社会福祉協議会にない住民主体の活動推進を喚起していくようにしたいと思います。

■特定非営利活動法人みんなの元気塾（京都府）

これまで地域の居場所として誰でも、いつでも、どうぞと一日解放し、地域にこんな場所があったら良いねという居場所を提供してきました。対象者を限定することは不本意です。身体機能がしっかりされている認知症の方（要介護状態）の方も多いです。町外の方もいます。一般高齢者も多いです。今年度はゆるやかですが、１年かけて整理すべきかどうか迷っています。地域のいろんな方がいつでもぶらりと寄ってくださる居場所機能を残し、サービスＢを混在させていくやり方を模索しています。

■紀宝町地域包括支援センター（三重県）

生活支援体制整備や新しい総合事業について関係機関で会議を持って検討しているが、他と基準を合わせていくことや担い手不足があり、進めていくことが難しい。

■熊本市北３地域包括支援センター（熊本県）

事業参加者が高齢化し、新しい人の参入がなく、参加者が減少しているところもある。また、主体的に活動している人（リーダー）の負担が大きく、担い手不足も課題の１つである。

■都城市社会福祉協議会（宮崎県）

利用者が少なく、登録している住民の担い手が活動できていない地域や、利用者は多いが活動できる担い手が少ないためサービスの利用が円滑にできない地域など、地域差がある。また、利用者が少ない地域においては、担い手が活動する機会がなく、名簿登録のみになっているという問題もある。

■さつま町地域包括支援センター（鹿児島県）

総合事業全体の把握から、各サービス種別の把握など、様々な制度、利用手続き、増加する書類とケアマネジメントの方法の間にいるケアマネは、利用者、家族への説明が正確にできるよう、内容を理解するのに苦慮している。

■匿名

自治体でＢ型を予算化する際に、財政関連部署を必ず通る。そこで、Ｂ型という多様性があり柔軟な支援が必要とされるものが理解を得られず、なかなか予算化されづらいようだ。また、Ｄ型に関しても交通関連部署や福祉有償運送の主管課との兼ね合いから、どこから手を付けてよいのか分からない現状が見て取れる。総合事業というか、今後の高齢者施策のあり方、考え方について、高齢関連部署のみならず庁舎全体で理解を深め考えていく体制が必要。それは、第１層生活支援コーディネーターだけではどうにもならない課題。

○市区町村別回答者一覧

市町村名	回答者
北海道	
札幌市	包括（2）
函館市	行政、社協
小樽市	包括、社協（2）
旭川市	包括（2）
室蘭市	行政
帯広市	行政、SC
苫小牧市	包括
江別市	行政
千歳市	活動者
滝川市	行政
砂川市	社協
富良野市	行政、社協
恵庭市	活動者
伊達市	行政
北広島市	活動者（2）
松前町	行政、社協
厚沢部町	包括
積丹町	包括
上砂川町	包括
栗山町	行政
東神楽町	包括
東川町	行政、社協
増毛町	社協
小平町	社協
初山別村	行政
小清水町	包括
訓子府町	社協
豊浦町	社協
安平町	行政
新得町	SC
清水町	行政
芽室町	行政
足寄町	社協（2）
陸別町	行政、社協
厚岸町	社協
青森県	
青森市	行政、活動者
弘前市	行政
むつ市	社協
平内町	行政
深浦町	包括
六戸町	社協

市町村名	回答者
岩手県	行政（県）
広域連合	包括（一関地区広域行政組合）
大船渡市	行政
久慈市	包括、社協
一関市	行政
釜石市	行政
二戸市	社協
奥州市	社協
平泉町	行政
田野畑村	社協（2）
洋野町	包括
宮城県	
仙台市	包括（3）
名取市	行政
栗原市	包括
大崎市	包括
富谷市	社協
蔵王町	社協
大河原町	活動者
山元町	行政
秋田県	
秋田市	行政、包括（3）、社協
横手市	行政
仙北市	行政
小坂町	行政
大潟村	社協
山形県	
山形市	包括、活動者（2）
鶴岡市	活動者
新庄市	行政
村山市	社協
天童市	社協、活動者
東根市	行政
河北町	SC
大江町	行政
金山町	行政、包括
真室川町	包括
福島県	
福島市	包括
会津若松市	行政、活動者
郡山市	包括（3）、活動者
須賀川市	行政
南相馬市	行政

市町村名	回答者
伊達市	行政
国見町	包括
天栄村	包括
南会津町	社協
西会津町	行政
湯川村	社協
石川町	行政
平田村	包括
浅川町	社協
古殿町	行政
新地町	SC
茨城県	
古河市	行政
石岡市	行政、社協
下妻市	行政
北茨城市	活動者
取手市	行政
牛久市	行政、社協
鹿嶋市	社協
常陸大宮市	行政
筑西市	社協
かすみがうら市	行政
小美玉市	行政
大洗町	行政、包括
大子町	包括
阿見町	包括
五霞町	社協
境町	行政
栃木県	
宇都宮市	包括（3）、社協
足利市	包括
栃木市	行政
佐野市	社協
日光市	行政
小山市	包括
大田原市	包括
那須塩原市	社協
那須烏山市	社協
壬生町	行政
高根沢町	活動者
群馬県	
前橋市	行政、包括（2）
高崎市	活動者

＊　（　　）内の数字は、ご回答いただいた同一市町村の件数（及び人数）です。

市町村名	回答者
藤岡市	行政
富岡市	行政
みなかみ町	社協
板倉町	行政
埼玉県	
さいたま市	活動者
川越市	包括（2）
所沢市	社協
飯能市	行政
本庄市	行政、社協
東松山市	社協
春日部市	行政
深谷市	行政、包括（2）、社協
草加市	社協（2）、活動者（2）
越谷市	行政、社協
入間市	社協
志木市	行政、包括、ＳＣ
新座市	包括
久喜市	包括
富士見市	社協（2）
蓮田市	社協、SC
坂戸市	行政（2）
幸手市	包括
鶴ヶ島市	行政
三芳町	行政
吉見町	行政、社協
宮代町	社協
松伏町	行政
千葉県	
千葉市	行政、活動者（2）
銚子市	行政
船橋市	活動者
松戸市	包括、活動者（2）
茂原市	行政
佐倉市	SC
東金市	行政
習志野市	包括、活動者
柏市	行政、活動者（2）
市原市	行政、活動者
流山市	活動者
八千代市	活動者
鴨川市	SC
浦安市	社協

市町村名	回答者
四街道市	包括、社協
袖ケ浦市	行政
富里市	行政
大網白里市	行政
東庄町	行政
横芝光町	行政、包括
睦沢町	社協
鋸南町	行政、社協
東京都	
港区	SC
新宿区	活動者
台東区	行政
江東区	行政
品川区	社協、活動者
世田谷区	活動者
豊島区	行政
北区	行政
板橋区	包括
江戸川区	包括（2）
八王子市	SC
立川市	包括
武蔵野市	行政、社協
三鷹市	行政、包括
青梅市	行政
町田市	行政、活動者
小平市	包括
東村山市	行政
福生市	包括
狛江市	社協
清瀬市	包括（2）
東久留米市	社協
武蔵村山市	包括
多摩市	社協
西東京市	行政、活動者
檜原村	行政
小笠原村	行政
神奈川県	
横浜市	社協、SC（2）、活動者
相模原市	包括
横須賀市	行政、包括、社協
茅ヶ崎市	包括
三浦市	社協（2）
秦野市	社協（2）

市町村名	回答者
大和市	行政
座間市	行政
寒川町	行政
二宮町	包括
中井町	包括
松田町	包括
新潟県	
新潟市	社協（3）、SC（3）、活動者
長岡市	包括、社協
柏崎市	行政、活動者（3）
新発田市	行政、包括、活動者
十日町市	行政
胎内市	包括
弥彦村	行政
田上町	社協
富山県	
富山市	行政、社協
高岡市	包括
黒部市	行政
射水市	行政
上市町	包括
石川県	
輪島市	活動者
かほく市	行政
能美市	行政、社協、活動者
津幡町	包括
宝達志水町	包括
福井県	
福井市	包括
池田町	行政
南越前町	行政
高浜町	行政
山梨県	
都留市	社協
南アルプス市	行政
笛吹市	行政、社協
甲州市	行政、社協
市川三郷町	社協
身延町	包括
忍野村	行政
長野県	
広域連合	行政（北アルプス広域連合）
松本市	包括

市町村名	回答者
上田市	包括、社協
小諸市	社協
駒ヶ根市	行政
茅野市	行政
塩尻市	行政、社協
安曇野市	行政、社協
軽井沢町	行政、社協
富士見町	社協
辰野町	包括
箕輪町	行政
飯島町	社協
上松町	包括
朝日村	社協
池田町	包括
飯綱町	SC
岐阜県	
岐阜市	行政
各務原市	包括（2）
可児市	包括
瑞穂市	社協
郡上市	包括
下呂市	社協
神戸町	社協
北方町	社協
坂祝町	社協（2）
白川町	行政
静岡県	
静岡市	行政、包括
浜松市	行政、包括（5）
沼津市	包括
三島市	行政、包括、社協
伊東市	包括、社協
富士市	行政、包括、社協、ＳＣ
磐田市	社協
藤枝市	行政、社協、活動者（2）
御殿場市	社協
袋井市	包括、活動者
伊豆市	包括（2）、SC
菊川市	行政
伊豆の国市	SC、活動者
牧之原市	行政
函南町	行政
清水町	行政

市町村名	回答者
川根本町	行政
森町	社協
愛知県	
名古屋市	行政（2）、社協、活動者
岡崎市	行政、包括（2）
一宮市	包括
瀬戸市	包括
春日井市	包括
津島市	行政
豊田市	包括
安城市	行政
西尾市	行政
蒲郡市	活動者
江南市	行政、包括（2）
稲沢市	行政、包括
知多市	活動者
尾張旭市	社協
豊明市	行政
みよし市	社協
東郷町	行政
扶桑町	行政
東浦町	社協
美浜町	行政
東栄町	包括
豊根村	社協
三重県	
津市	包括（2）
松阪市	包括（2）、社協
名張市	社協
尾鷲市	包括
大台町	包括
南伊勢町	行政
御浜町	社協（2）
紀宝町	包括
滋賀県	
長浜市	社協
近江八幡市	行政
草津市	行政、活動者
米原市	行政
愛荘町	行政
京都府	
京都市	包括（3）、社協（2）、SC（2）
舞鶴市	社協（2）

市町村名	回答者
綾部市	行政
宇治市	行政
亀岡市	行政
城陽市	行政、社協
京丹後市	社協
南丹市	社協
笠置町	包括
精華町	行政、活動者（5）
大阪府	
大阪市	SC、活動者
岸和田市	包括
豊中市	行政
池田市	社協
吹田市	SC、活動者
泉大津市	行政、包括
高槻市	行政、包括
八尾市	行政
富田林市	行政
寝屋川市	活動者
和泉市	行政、包括、社協、活動者
柏原市	社協
藤井寺市	社協
東大阪市	活動者（2）
泉南市	行政（2）
四條畷市	社協
阪南市	行政
岬町	社協
太子町	社協
兵庫県	
姫路市	包括
尼崎市	包括
明石市	行政
西宮市	行政、社協
加古川市	包括
宝塚市	行政
三木市	行政、社協
猪名川町	社協
稲美町	社協
太子町	行政、包括
佐用町	包括
奈良県	
天理市	行政
生駒市	包括、SC

市町村名	回答者
香芝市	包括、SC
葛城市	包括
三郷町	行政
王寺町	社協
和歌山県	
和歌山市	行政、社協
海南市	行政
橋本市	行政
新宮市	行政
日高町	行政
太地町	包括
鳥取県	
鳥取市	行政
三朝町	行政
大山町	行政
日野町	行政
島根県	県社協
松江市	行政
出雲市	活動者
大田市	包括
安来市	行政
美郷町	行政、活動者
邑南町	包括
津和野町	包括
岡山県	
倉敷市	活動者（2）
玉野市	社協
井原市	社協
新見市	包括
赤磐市	社協
真庭市	包括
浅口市	包括
久米南町	活動者
広島県	県社協
広島市	社協
呉市	包括、活動者
東広島市	行政
山口県	
下関市	包括
山口市	包括（3）
萩市	行政、活動者
下松市	行政
岩国市	包括

市町村名	回答者
長門市	活動者
山陽小野田市	SC
徳島県	
鳴門市	行政
小松島市	行政
勝浦町	包括
上板町	包括
香川県	行政（県）
高松市	行政、社協
坂出市	社協
善通寺市	包括
観音寺市	社協
三木町	包括
直島町	社協
宇多津町	社協
多度津町	社協
愛媛県	
松山市	行政、SC
西条市	包括
高知県	行政（県）
土佐清水市	包括
四万十市	行政
中土佐町	社協
佐川町	社協（2）
福岡県	
北九州市	社協
福岡市	社協
行橋市	社協、活動者
宗像市	行政
福津市	行政
朝倉市	行政
糸島市	行政（2）
粕屋町	行政
岡垣町	行政
筑前町	行政
糸田町	社協
みやこ町	行政
佐賀県	
佐賀市	行政
唐津市	社協
鳥栖市	行政
吉野ヶ里町	社協
有田町	行政

市町村名	回答者
江北町	社協
長崎県	
佐世保市	行政、包括
諫早市	行政
五島市	行政
南島原市	社協
熊本県	
熊本市	包括（4）
人吉市	SC
山鹿市	行政
宇土市	行政
天草市	行政
合志市	包括（2）
山都町	社協
津奈木町	社協
大分県	
国東市	社協
日出町	社協
宮崎県	
宮崎市	行政
都城市	行政、社協
延岡市	SC、活動者
小林市	行政
日之影町	行政
鹿児島県	行政（県）
鹿屋市	包括
さつま町	行政
南種子町	行政
屋久島町	行政
天城町	行政
沖縄県	
那覇市	包括
宜野湾市	社協
浦添市	包括（3）
糸満市	社協
金武町	行政